

# 2024年10月からの 国家公務員災害補償制度における 医薬品の自己負担について ～長期収載品の選定療養～

## 2024年10月から以下の点が変更になります。

- 健康保険において、長期収載品の処方等又は調剤について選定療養の仕組みが導入され、医療上の必要がある場合等を除き、通常の一部負担金（1～3割）に加え、「特別の料金」を徴収することとなりました。
- これを踏まえ、国家公務員災害補償制度においては、健康保険や労災保険における取扱いと同様に、長期収載品を処方等又は調剤する場合には、**医療上の必要がある場合等を除き、「特別の料金」を自己負担**していただくこととなります。（労災保険も同様の取扱い）

### ※1 特別の料金

長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1の費用をいいます。

### ※2 長期収載品

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品のことをいいます。

このうち、一定の条件を満たした品目が特別の料金の対象となります。

### ※3 医療上の必要性があると認められる場合等

長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合や、

後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが

困難な場合等をいいます。



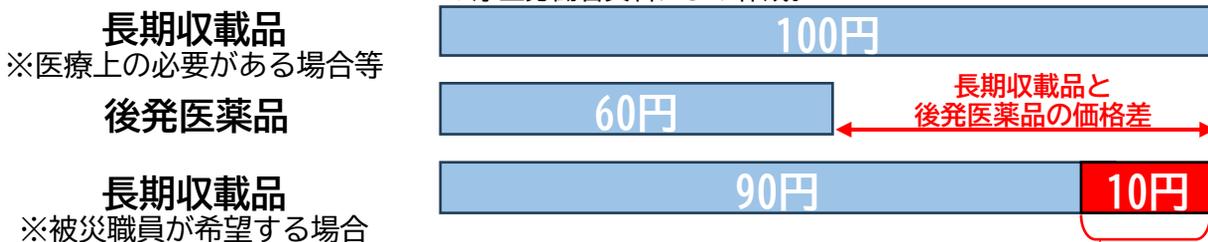
健康保険の取扱い等、制度の詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。（厚生労働省ウェブサイト）

## 「特別の料金」の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1を、「特別の料金」として自己負担することになります。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円が、特別の料金として負担する額となります。

※厚生労働省資料により作成。



価格差の4分の1が「特別の料金」として自己負担となる

- ※ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分が加算された額を負担することとなります。
- ※ 端数処理の関係などで、特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合があります。
- ※ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算されます。